

告 示

埼玉県告示第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、足立北部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	新井久雄	埼玉県鴻巣市登戸四百二十五番地
同	小林國秀	同 同 三町免二十八番地